証券コード 6625
平成28年６月９日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋二丁目16番11号
JALCOホールディングス株式会社
代表取締役社長　田　辺　順　一

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第５回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー５階
ベルサール東京日本橋　Room10
（昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

３．目的事項

報告事項
1. 第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役３名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.jalco-hd.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による成長戦略や金融政策等を背景として緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国経済の減速や年明け以降の円高・株価下落、マイナス金利の導入など景気に対する不安定要素が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社グループは、引き続きパチンコホール企業を主たるお客様として、不動産賃貸、貸金などを行うアミューズメント事業に経営資源を集中し、業容の拡大及び収益力の強化に取り組んでおります。

その中で、貸金業におきましては、平成27年11月に、当社子会社である株式会社ジャルコ（以下、「ジャルコ」といいます。）において、第二種金融商品取引業登録（関東財務局長（金商）第2871号）を完了し、案件ごとにWebサイトを通して不特定多数の投資家（貸手）を募り、事業者（借手）に対して貸出を行うという金融仲介サービス（ソーシャルレンディングサービス）を新規事業として開始いたしました（平成27年12月11日に初回案件の募集を開始し、平成28年１月７日に36名（うち法人投資家４社）の投資家の皆様により、２億円の投資をいただき満額で成立しております。）。

ソーシャルレンディング（貸付型クラウドファンディング）とは、インターネットを通じて、「お金を借りたい人や企業」と「お金を投資したい人や企業」を結びつける金融仲介サービスであり、2005年にイギリスのZOPAがサービスを開始して以来、世界各国でも同様のサービスが誕生しております。日本国内におきましても、「お金を借りたい事業者」と「お金を投資したい個人、及び法人」をマッチングするサービスが急成長を続けており、当社は、ソーシャルレンディングサービスが、借手には低金利、投資家には高利回りという形での金融サービスの提供を可能にし、不特定多数の一般投資家が主役となる新しい金融のプラットフォームとしての役割を担い始めているものと認識しております。

当社は、安定的な事業運営体制、及び厳正なる審査による商品の信頼性を確保した上で、アミューズメント業界を始めとして当社グループが保有するネットワークを活用し、良質の案件を安定的に供給することで、「お金を借りたい事業者」への活動支援と「お金を投資したい個人、及び法人」への資産運用支援を結び付け、当該事業の健

全な発展を目指してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高５億67百万円（前年同期比36.2％減）、営業利益１億33百万円（同11.2％増）となりました。

営業外損益につきましては、平成27年３月期通期決算におきまして、電子機器用部品事業の譲渡代金の残額に対して貸倒引当金を計上しましたが、そのうち20百万円を受領したことに伴い、貸倒引当金戻入額20百万円を計上したこと、収益認識を見送っていた中古設備売却取引のうち15百万円の収益を認識しレンタル代金受領益15百万円を計上したこと、平成26年３月期通期決算におきまして貸倒引当金を計上したUS$建て債権について、為替相場の変動により、平成28年３月末の残高が平成27年３月期末の残高から５百万円減少したことに伴い、貸倒引当金戻入額５百万円を計上したことなどにより営業外収益51百万円を計上しました。これに対して、支払利息86百万円に加えて、既借入金の借り換え、金利引下げに伴う諸費用29百万円を借入手数料として計上したこと、為替差損５百万円が発生したことなどにより、営業外費用１億25百万円を計上しました。

この結果、当連結会計年度における経常利益は59百万円となりました。

また、特別損益につきましては、当社子会社である株式会社ジャルコアミューズメントサービス及びジャルコの取引先である株式会社オムコの破産手続きの進行に伴う中間配当の受領により、貸倒引当金戻入額54百万円を計上したこと、レンタル用中古遊技機の売却に伴う固定資産売却益19百万円を計上したことなどにより特別利益74百万円を計上しました。これに対して、平成26年２月に清算手続きを開始したPT. JALCO ELECTRONICS INDONESIA（ジャルコの子会社、当社の孫会社）の清算にかかる追加費用として関係会社清算損失引当金繰入額22百万円を計上したこと、平成28年２月の本店移転に伴い本社移転費用４百万円を計上したことなどにより特別損失31百万円を計上しました。

これらに加えて、ジャルコにおける繰延税金資産について、当連結会計年度及び今後の業績動向を踏まえ、その回収可能性を慎重に検討し、回収可能部分として繰延税金資産30百万円（法人税等調整額△30百万円）を計上した結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は１億13百万円となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりです。

・遊技機レンタル事業

当事業部門におきましては、他人物取得、他人物レンタルに該当しないことの確認、レンタル資産取得時、及びレンタル期間中における現物確認を徹底するなど、取引管理の強化を優先いたしました。この結果、売上高は１億53百万円、セグメント利益（経常利益に相当します。）は６百万円となりました。

・貸金事業

当事業部門におきましては、銀行等金融機関では対応が難しいと考えられる遊技機

他パチンコホール企業が保有する動産を担保資産として評価できることを強みとして、パチンコホール企業向け貸付案件に積極的に取り組むことに加えて、他の業界における事業者に対する貸付案件につきましても、収益性、回収可能性等を慎重に吟味した上で、取り組みを行っております。この結果、売上高は１億84百万円、セグメント利益は１億48百万円となりました。

・不動産賃貸事業

当事業部門におきましては、現在、神奈川県川崎市の土地、東京都大田区西蒲田の土地・建物を各々パチンコホール企業に賃貸しております。この結果、売上高は２億28百万円、セグメント利益は45百万円となりました。

②設備投資の状況

当期における設備投資の総額は18百万円であり、主に本社移転による移転先の内装工事及び、ジャルコがソーシャルレンディング用として使用するソフトウェアの購入であります。

③資金調達の状況

ジャルコが、平成26年12月８日に調達した短期借入金12億円を平成27年８月11日に長期借入金として借換えを行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式・持分・新株予約件等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第２期 （平成25年３月期）	第３期 （平成26年３月期）	第４期 （平成27年３月期）	第５期 （平成28年３月期）
売上高　（千円）	790,717	1,267,216	888,917	567,185
経常利益又は経常損失（△）　（千円）	△202,052	6,616	△46,575	59,905
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）　（千円）	△342,964	△525,771	△48,114	113,138
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　（円）	△26.48	△12.36	△1.00	2.34
総資産　（千円）	1,622,867	4,015,988	5,670,352	5,787,155
純資産　（千円）	1,193,437	2,726,104	2,678,355	2,784,858

（注）１．単位千円表示のものは、千円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
なお、期中平均発行済株式数から自己株式を控除しております。
３．当連結会計年度より、表示方法の変更を行っており、第４期につきましては表示方法の変更反映後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャルコ	350,000千円	100％	不動産の賃貸借及び管理 貸金業 設備機器等の販売
株式会社ジャルコアミューズメントサービス	348,775千円	100％	パチンコ・パチスロ機等のレンタル

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ジャルコ	東京都中央区日本橋二丁目16番11号	899,224千円	3,036,960千円

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、中古遊技機販売事業における取引先による架空取引等の不正行為の判明を端緒として、平成26年６月に、過年度決算の訂正を行いました。これは、当社グループにおいて、当該事業にかかる取引の安全性・妥当性の確認よりも事業の拡大を優先したこと、他の取締役及び監査役との間での情報共有に不足があったことなど、当社の内部管理体制が脆弱であったことに問題があったと考えております。

このような事象を踏まえて、当社グループは、内部管理体制の強化を最優先とした上で、収益力及び経営体質の強化に取り組んでまいりますが、これらの実現のために対処すべき課題は以下のとおりであります。

①内部管理体制強化委員会の常設

当社は、平成26年７月に約定委員会（その後、内部管理体制強化委員会に改称）の設置を決定し、平成26年９月18日を初回として、毎月１回以上委員会を開催しております。

内部管理体制強化委員会の設置目的は、

・特設注意市場銘柄指定解除に向けた内部管理体制の改善に関する報告・確認
・新規取引先の承認の検証、各取引における契約実態の検証
・経営リスク及びコンプライアンスの管理状況に関する報告・確認

でありましたが、当社と利害関係のない外部専門家（弁護士、公認会計士各１名）を外部委員として招聘し、より客観的に第三者の視点から審議、検証等を行うとともに、その内容については、都度、取締役会に報告されております。

当社は、内部管理体制強化委員会を、当社が内部管理体制の強化を進めるにあたっての中心的な役割を担うものと位置付けており、特設注意市場銘柄指定解除（平成27年９月26日付）後におきましても当該委員会を常設することとし、内部管理体制の強化を強力かつ着実に推し進める所存であります。

②コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員２名（当社社外取締役及び当社社外監査役）を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外取締役・社外監査役への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

③資金調達力の強化

当社グループが収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、安定的な事業資金の調達が必須であります。当社は、平成25年２月、11月に第三者割当増資により資本を増加し、事業資金を調達しましたが、引き続き、事業資金の調達が喫緊の課題であると認識しております。このため、当社は金融機関、投資家からの借入、あるいはエクイティ・ファイナンスなどにより、安定的な資金調達のために調達手段の多様化を図ってまいります。

④低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは引き続きコスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

⑤収益源の多様化

持株会社制の下で、新規事業の立ち上げや事業再編を含むビジネスドメインの取捨選択を、機動的に判断することができる経営体制のメリットを最大限に活用し、スピード感をもって、効率的に収益機会の拡大を図りながら、グループ全体の企業価値を高めてまいります。

⑥人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、将来コアとなる優秀な人材については積極的に確保を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

①不動産の賃貸借及び管理
②貸金業
③パチンコ・パチスロ機等のレンタル
④設備機器等の販売

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

当社	東京都中央区
株式会社ジャルコ	東京都中央区
株式会社ジャルコアミューズメントサービス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

所在地区分	使用人数
日本	6
東南アジア	3
合計	９名

（注）使用人数は就業人員であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
６名	０名	45.4歳	12.0年

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．平均勤続年数の算出にあたっては、株式会社ジャルコにおける勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
楽天信託株式会社 （株式会社新銀行東京）	1,400,000千円
あすか信用組合	1,157,332千円
株式会社りそな銀行	33,328千円
株式会社東日本銀行	16,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　140,000,000株
②発行済株式の総数　　48,337,132株
③株主数　　2,469名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カタリスト株式会社	15,002千株	31.03%
田辺　順一	5,863千株	12.13%
幅田　昌伸	5,792千株	11.98%
杉山　昌子	3,700千株	7.65%
濵井　稔	3,016千株	6.24%
株式会社ウォーターフィールド	2,951千株	6.10%
株式会社スプラウト	2,100千株	4.34%
吉岡　勉	1,000千株	2.06%
廣瀬　美智俊	875千株	1.81%
関家　圭三	364千株	0.75%

（注）持株比率は自己株式（244株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日において当社の役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況
該当事項はありません。
②当事業年度中に当社の従業員、子会社役員及びその従業員に対して交付した新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況
該当事項はありません。
③その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田辺　順一	株式会社ジャルコ　代表取締役社長 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　代表取締役社長 カタリスト株式会社　代表取締役 イオナアセット株式会社　代表取締役 有限会社タカナシコンサルティング　代表取締役
取締役	大浦　隆文	株式会社ジャルコ　取締役管理本部長 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役 PT.JALCO ELECTRONICS INDONESIA President Director
取締役	三嶋　良英	株式会社ジャルコ　社外取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　社外取締役 公認会計士税理士三嶋良英事務所　代表
常勤監査役	鈴木　英一	株式会社ジャルコ　常勤監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　常勤監査役
監査役	藤澤　　宏	株式会社ジャルコ　社外監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　社外監査役
監査役	山岸　和仁	株式会社ジャルコ　社外監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　社外監査役 ISY共同会計事務所　代表

（注）１．取締役三嶋良英氏は、社外取締役であります。なお、当社は三嶋良英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、三嶋良英氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役三嶋良英氏は、公認会計士の資格を有しております。
２．監査役鈴木英一氏、藤澤宏氏、山岸和仁氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、藤澤宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役山岸和仁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役山岸和仁氏は、税理士の資格を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	３名 （１名）	59,760千円 （2,160千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	8,280千円 （8,280千円）
合計	６名	68,040千円

（注）株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役200,000千円（平成24年６月28日株主総会決議）、監査役20,000千円（平成24年６月28日株主総会決議）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

・取締役三嶋良英氏が兼職している公認会計士税理士三嶋良英事務所と当社の間には、重要な関係はありません。

・監査役山岸和仁氏が兼職しているISY共同会計事務所と当社の間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　三嶋　良英	当事業年度に開催された取締役会19回のうち15回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　鈴木　英一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤澤　　宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役　山岸　和仁	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

みかさ監査法人

（注）当社の会計監査人でありましたＫＤＡ監査法人は、平成27年６月25日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,250千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,250千円

（注）１．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等の内部統制の目的を達成するため、効果的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。（最終改定　平成27年４月30日）

Ⅰ.取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主や顧客を代表する社外取締役を選任し取締役会において重要事項を審議決定する。
2. 取締役とは独立した監査役を選任すると共に、その内一名が常勤監査可能な体制を整備する。監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求める事とする。
3. 代表取締役社長は、当社グループ全ての役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観を持って職務執行するための「行動規範」を制定し、周知する。
4. 業務執行部門から独立した取締役会直轄の「内部監査室」を設置すると共に、内部監査に関する規程を制定し、当社グループにおける業務執行の適切性や遵法性、コンプライアンスの遵守状況などについて監査を実施し、内部監査室長は、それら監査の結果を取締役会へ報告する。
5. 当社グループ内における不正・不審行の早期発見と不祥事等の未然防止を図る事を目的に、「内部通報制度」を設け、外部弁護士に報告を行う等の適切な運用を図る。

Ⅱ.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1. 文書及び記録等の管理に関する規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」と言う。）に記録し、保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧可能な状態を維持する。

Ⅲ.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループにおけるリスクの管理・運営態勢を確保するため、情報システム責任者及び情報システム管理担当者を設置する。
2. 顧客情報を始めとする当社の情報資産を安定的かつ安全に運営するために、情報システム及び情報セキュリティ等に関連する規程等を整備する。
3. 基幹情報システムについては、可用性を確保すると共に、大規模な災害やシステム障害等の危機発生に対応し、事業の継続性を確保するため、適切な範囲と頻度でバックアップを行う。

Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するために、取締役会を原則として月一回定期的に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。当社グループの経営に関わる重要事項等については、（当社の内部管理体制強化委員会において）リスク評価を行い、その検証を経て、取締役会にて執行の決定を行う事とする。又、単年度事業計画・予算等を決定し、四半期ごとに業績・進捗状況のレビューを行う。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行においては、取締役及び従業員の役割分担、組織単位ごとの業務分掌、職務権限において、責任者及び執行手続きのルールを明確に定める。

Ⅴ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループは、当該基本方針に従い、遵法意識の向上及び業務の適正性を確保する事に努める事とする。
2. 当社グループの取締役は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有している。
3. 当社の取締役は、当社子会社を当社の一部門と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
4. 当社の内部監査室が、定期的又は不定期に当社グループの内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告を行うと共に、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

Ⅵ. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
2. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。

Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

1. 当社グループの役職員は、法令違反行為、業務上の事故、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により、監査役へ報告する。
2. 内部監査室は、監査の結果を適時・適切な方法により、監査役に報告する。

3. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を、定期的に監査役に報告する。
4. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

Ⅷ. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会に出席すると共に、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、意見を述べる事とする。また、取締役会やその他重要な会議の議事録については、いつでも閲覧する事ができるものとする。
2. 監査役は、全ての稟議案件について、社内承認後に回付を受ける。
3. 内部監査室は、監査に協力する事などにより、監査役との連携を図り、また、定期的な会議を設ける。
4. 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、総合的に積極的な情報交換を行うと共に、会計監査人から監査計画、体制、方針、結果などについて説明又は報告を求める事ができるものとする。

Ⅸ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告に係る内部統制の充実をはかるため、社内規程等を策定すると共に、法令及び会計基準に従って、適正な会計処理を行う。
2. 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
3. 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
4. 財務報告に係る内部統制が適正に機能する事を継続的に評価し、適宜改善を行う。

Ⅹ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を行い、反社会的勢力からの不当要求等へは、組織として毅然と対応する。
   万が一、反社会的勢力から接触があった場合は、管理部門を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置を取る事とする。

６. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制として取締役会、監査役会、内部監査室及び内部管理体制強化委員会を設置しており、当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

・取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項を決定し、月次経営成績の分析、評価及び対策を検討するとともに業務の適正性の観点から審議を行っております。
・監査役会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議のうえ決定し、重要な社内会議への出席、重要な業務の監査、取締役の業務執行の監査及び法令等への遵守についての監査をするとともに内部監査室、会計監査人との意見交換を行っております。
・内部監査室は、当社及び子会社の業務の監査、内部統制監査を行っております。
・内部管理体制強化委員会を17回開催し、新規案件他審議が必要とされる事項について、外部委員である弁護士、公認会計士から意見を伺い、問題のないことを確認してから取り組むことを行っております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つとして認識しており、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本とした上で、当社グループ事業の継続的な成長のために、配当性向と企業体質の強化及び内部留保の充実のバランスを勘案して決定することを基本方針としております。

今後につきましては、業績回復に注力し、株主各位のご期待に沿うべく、全力を傾けていく所存でありますが、その一方で、今後の継続的かつ安定的な事業発展を推進するため、より一層の企業体質強化及び業容の拡大に備えて内部留保を充実させることも目標としております。この内部留保につきましては、将来的に収益の向上を通じて皆様に還元できるものと考えております。

次期配当につきましては、収益動向等を見極めた上で判断いたしたいと考えておりますが、早期に業績を回復させるとともに、上記の方針を踏まえて復配等を行えるよう鋭意、努力してまいる所存であります。

８．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,478,680**	**流動負債**	**424,324**
現金及び預金	119,828	短期借入金	16,000
信託預金	61,285	１年内返済予定の長期借入金	71,873
営業貸付金	2,247,158	１年内返済予定の信託長期借入金	62,000
未収入金	9,518	未払金	19,398
仮払金	7,994	信託前受金	11,017
未収収益	1,486	前受金	9,249
繰延税金資産	1,758	匿名組合預り金	201,016
その他	37,509	未払法人税等	14,298
貸倒引当金	△7,858	仮受金	15,773
固定資産	**3,308,474**	預り金	3,697
有形固定資産	**3,165,341**	**固定負債**	**2,577,972**
建物及び構築物	96,386	長期借入金	1,118,787
工具、器具及び備品	2,266	信託長期借入金	1,338,000
土地	1,468,688	退職給付に係る負債	6,247
信託土地	1,598,000	長期預り保証金	26,000
無形固定資産	**33,069**	信託預り保証金	33,051
ソフトウェア	32,785	関係会社清算損失引当金	55,886
電話加入権	284	**負債合計**	**3,002,296**
投資その他の資産	**110,063**	**純資産の部**	
投資有価証券	54,981	**株主資本**	**2,893,988**
破産更生債権等	388,831	資本金	1,884,157
長期未収入金	119,104	資本剰余金	3,936,709
差入保証金	25,621	利益剰余金	△2,926,848
繰延税金資産	28,483	自己株式	△30
その他	976	**その他の包括利益累計額**	**△109,129**
貸倒引当金	△507,936	その他有価証券評価差額金	△5,312
		為替換算調整勘定	△103,817
		純資産合計	**2,784,858**
資産合計	**5,787,155**	**負債純資産合計**	**5,787,155**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**567,185**
売上原価		**175,265**
売上総利益		**391,920**
販売費及び一般管理費		257,977
営業利益		**133,943**
営業外収益		
受取利息	2,061	
受取配当金	68	
受取賃貸料	6,793	
貸倒引当金戻入額	25,922	
レンタル代金受領益	15,760	
その他	539	**51,146**
営業外費用		
支払利息	86,165	
賃貸不動産経費	1,602	
為替差損	5,970	
借入手数料	29,113	
その他	2,330	**125,183**
経常利益		**59,905**
特別利益		
固定資産売却益	19,515	
貸倒引当金戻入額	54,588	**74,104**
特別損失		
固定資産売却損	2,068	
関係会社清算損失引当金繰入額	22,648	
事業譲渡関連損失	2,191	
本社移転費用	4,965	**31,874**
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**102,135**
匿名組合損益分配額		2,524
税金等調整前当期純利益		**99,611**
法人税、住民税及び事業税		16,714
法人税等調整額		△30,241
当期純利益		**113,138**
親会社株主に帰属する当期純利益		**113,138**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	1,884,157	3,936,709	△3,039,986	△23	2,780,857
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			113,138		113,138
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			113,138	△6	113,131
平成28年３月31日　残高	1,884,157	3,936,709	△2,926,848	△30	2,893,988

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成27年４月１日　残高	―	△102,501	△102,501	2,678,355
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				113,138
自己株式の取得				△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△5,312	△1,315	△6,627	△6,627
連結会計年度中の変動額合計	△5,312	△1,315	△6,627	106,503
平成28年３月31日　残高	△5,312	△103,817	△109,129	2,784,858

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

・連結子会社の数　３社

・連結子会社の名称　株式会社ジャルコ
株式会社ジャルコアミューズメントサービス
PT.JALCO ELECTRONICS INDONESIA

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法)、また在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　４～31年
工具、器具及び備品　２～15年
レンタル用資産　２年

無形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社清算損失引当金　当社子会社である株式会社ジャルコの子会社になるPT.JALCO ELECTRONICS INDONESIAの解散・清算を決議したことに伴い清算結了までに発生する諸費用に対して見積もった額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

当社の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年

９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(5) 表示方法の変更

連結貸借対照表関係

・前連結会計年度において、貸金事業としての貸付金は「短期貸付金」（前連結会計年度11,980千円）及び「長期貸付金」（前連結会計年度1,433,689千円）に区分して表示しておりましたが、報告セグメントの区分を変更するに伴い、貸金事業としての貸付金をより連結計算書類上で明確にする観点から、従来の「短期貸付金」及び「長期貸付金」を合算して「営業貸付金」として流動資産に表示することといたしました。

・前連結会計年度において、不動産信託をした後の信託財産を「未収入金」（前連結会計年度8,441千円）として流動資産、「土地」（前連結会計年度1,598,000千円）及び「差入保証金」（前連結会計年度11,695千円）として固定資産、「1年内返済予定の長期借入金」（前連結会計年度60,000千円）として流動負債及び「長期借入金」（前連結会計年度1,400,000千円）として固定負債に区分して表示しておりましたが、報告セグメントの区分を変更するに伴い、信託財産をより連結計算書類上で明確にする観点から、「信託預金」として流動資産、「信託土地」として固定資産、「1年内返済予定の信託長期借入金」、「信託前受金」として流動負債及び「信託長期借入金」、「信託預り保証金」として固定負債に表示することといたしました。

・前連結会計年度において、レンタル売上に伴う前受金以外の前受金を「その他前受金」（前連結会計年度4,000千円）として流動負債に表示しておりましたが、報告セグメントの区分を変更するに伴い、「前受金」として表示することといたしました。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) ①担保に供している資産

定期預金	10,000千円
建物	85,736千円
土地	1,429,052千円
信託土地	1,598,000千円
計	3,122,789千円

②担保に係る債務

短期借入金	16,000千円
１年内返済予定の長期借入金	65,621千円
１年内返済予定の信託長期借入金	62,000千円
長期借入金	1,091,711千円
信託長期借入金	1,338,000千円
計	2,573,332千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　9,381千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,337千株	― 千株	― 千株	48,337千株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当連結グループは、資金運用については主に短期的な預金及び有価証券に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況をモニタリングし、常に把握する体制としております。

投資有価証券は海外株式市場への純投資であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されています。変動リスクに関しては定期的に時価を確認し、取得価額との差額を把握しております。

借入金は、主に運転資金及び賃貸用不動産の購入に必要な資金の調達を目的としたものであり、期日は決算日後最長で18年４ヶ月後であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	119,828	119,828	
(2) 信託預金	61,285	61,285	
(3) 未収入金	9,518	9,518	
(4) 営業貸付金	2,247,158	2,253,550	6,391
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	54,641	54,641	
(6) 長期未収入金	119,104		
貸倒引当金（*1）	△119,104		
	－	－	
(7) 破産更生債権等	388,831		
貸倒引当金（*1）	△388,831		
	－	－	
資産計	2,492,433	2,498,825	6,391
(1) 短期借入金	16,000	16,000	
(2) 未払金	19,398	19,398	
(3) 未払法人税等	14,298	14,298	
(4) 長期借入金（*2）	1,190,660	1,241,719	51,059
(5) 信託長期借入金（*2）	1,400,000	1,527,994	127,994
負債計	2,640,357	2,819,411	179,054

(*1) 長期未収入金及び破産更生債権等は、これに対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金及び１年内返済予定の信託長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2)信託預金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 営業貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、１年以内に期日が到来する貸付金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格及び当該評価日の為替レートによっております。

(6) 長期未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 破産更生債権等

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) 信託長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券　非上場株式（*1）	340
差入保証金（*2）	25,621
匿名組合預り金（*1）	201,016
長期預り保証金（*3）	26,000
信託預り保証金（*3）	33,051
合計	286,029

(*1) 非上場株式及び匿名組合預り金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 差入保証金については、本社事務所及び在外子会社であるPT.JALCO ELECTRONICS INDONESIAの事務所等に係る保証金であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 長期預り保証金及び信託預り保証金については、契約期間満了時に協議の上、双方が合意に至った場合には再契約ができ、賃貸先の営業継続を前提としているので、賃貸期間を合理的に見積もることが出来ないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
現金及び預金	119,828	―	―	―	―	―
信託預金	61,285	―	―	―	―	―
未収入金	9,518	―	―	―	―	―
営業貸付金	1,582,402	304,988	―	159,768	―	200,000
長期未収入金	20,000	10,000	―	―	―	―
合計	1,793,035	314,988	―	159,768	―	200,000

長期未収入金のうち89,104千円、投資有価証券54,641千円及び破産更生債権等388,831千円は、予定額が見込めないため記載しておりません。

４．長期借入金及び信託長期借入金の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	72,664	74,715	76,656	78,653	80,707	807,262
信託長期借入金	62,000	63,000	65,000	66,000	68,000	1,076,000
合計	134,664	137,715	141,656	144,653	148,707	1,883,262

５．賃貸等不動産に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県川崎市、東京都大田区及び新潟県十日町市において賃貸用の物件を有しております。

平成28年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は90,236千円（賃貸収益は賃貸売上高及び営業外収益、賃貸経費は賃貸売上原価及び営業外費用）であります。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,157,280	△4,327	3,152,953	3,121,848

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　57円61銭

(2) １株当たり当期純利益　2円34銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**124,960**	**流動負債**	**8,285**
現金及び預金	12,632	未払金	4,343
前払費用	6,068	未払法人税等	1,062
未収収益	123	預り金	2,269
短期貸付金	100,000	前受収益	609
未収入金	6,044	**負債合計**	**8,285**
仮払金	35	**純資産の部**	
立替金	56	**株主資本**	**3,033,986**
固定資産	**2,911,999**	**資本金**	**1,884,157**
有形固定資産	**117,836**	**資本剰余金**	**1,891,382**
建物	72,438	資本準備金	1,891,382
器具備品	1,456	**利益剰余金**	**△741,522**
土地	43,941	その他利益剰余金	△741,522
無形固定資産	**262**	繰越利益剰余金	△741,522
ソフトウェア	262	**自己株式**	**△30**
投資その他の資産	**2,793,901**	**評価・換算差額等**	**△5,312**
投資有価証券	54,641	その他有価証券評価差額金	△5,312
関係会社株式	1,074,318	**純資産合計**	**3,028,674**
長期貸付金	1,640,000		
差入保証金	24,940		
資産合計	**3,036,960**	**負債純資産合計**	**3,036,960**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		72,000
売上総利益		72,000
販売費及び一般管理費		212,820
営業損失		140,820
営業外収益		
受取利息	94,464	
受取賃貸料	6,793	
雑収入	23	101,281
営業外費用		
賃貸不動産経費	9,502	
雑損失	86	9,589
経常損失		49,127
特別損失		
本社移転費用	4,844	4,844
税引前当期純損失		53,972
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失		54,922

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日　残高	1,884,157	1,891,382	△686,600	△686,600	△23	3,088,916
事業年度中の変動額						
当期純損失			△54,922	△54,922		△54,922
自己株式の取得					△6	△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△54,922	△54,922	△6	△54,929
平成28年３月31日　残高	1,884,157	1,891,382	△741,522	△741,522	△30	3,033,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	－	－	3,088,916
事業年度中の変動額			
当期純損失			△54,922
自己株式の取得			△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△5,312	△5,312	△5,312
事業年度中の変動額合計	△5,312	△5,312	△60,241
平成28年３月31日　残高	△5,312	△5,312	3,028,674

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・子会社株式　　総平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物附属設備	４～15年
器具及び備品	５～８年

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　34,081千円

(2) 保証債務

下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社ジャルコ	1,157,332千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	100,179千円
②長期金銭債権	1,640,000千円
③短期金銭債務	14千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	72,000千円
②営業取引以外の取引高（収入分）	94,452千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	0千株	― 千株	0千株

（注）自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	34千円
減価償却超過額	79千円
一括償却資産損金算入限度超過額	73千円
繰延消費税額等損金算入限度超過額	161千円
関係会社株式評価損	159,193千円
繰越欠損金	30,251千円
繰延税金資産小計	189,794千円
評価性引当額	△189,794千円
繰延税金資産合計	― 千円
繰延税金資産の純額	― 千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.8%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類への影響はございません。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等　　(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジャルコ	(所有) 直接100%	資金の貸付 経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注１)	60,000	―	―
				資金の貸付 (注２)	190,000	短期貸付金	100,000
				資金の回収 (注２)	90,000		
				資金の回収 (注２)	255,000	長期貸付金	1,640,000
				受取利息 (注２)	94,452	未収収益	123
				借入に伴う 債務保証	1,157,332	―	―
子会社	株式会社ジャルコアミューズメントサービス	(所有) 直接100%	資金の貸付 経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注１)	12,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営指導料につきましては、期首において前期の各社の業務量等を勘案して決定しております。

（注２）資金の貸付及び貸付に伴う受取利息は、市場金利及びリスク等を勘案して、協議の上決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　62円66銭

(2) １株当たり当期純損失　　1円14銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月27日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

みかさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小橋川　淳一㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田　幸一㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月27日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

みかさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小橋川　淳一㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田　幸一㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月27日

JALCOホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　鈴　木　英　一　㊞

社外監査役　藤　澤　　宏　㊞

社外監査役　山　岸　和　仁　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役３名選任の件

取締役３名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	田辺　順一 （昭和40年11月11日生）	平成２年４月　野村證券株式会社　入社 平成16年８月　アイ・キャピタル証券株式会社　入社 平成18年８月　MTラボ株式会社　入社 平成20年２月　カタリスト株式会社設立　代表取締役（現任） 平成21年６月　株式会社ジャルコ　取締役 平成22年10月　株式会社ビジョンサーチアセット（現　株式会社ジャルコアミューズメントサービス）代表取締役会長 平成23年２月　株式会社ジャルコ　代表取締役社長（現任） 平成23年10月　当社　代表取締役社長（現任） 平成23年11月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　代表取締役社長（現任） 平成25年１月　イオナ株式会社設立　代表取締役 平成26年７月　イオナアセット株式会社　代表取締役（現任） 平成26年９月　有限会社タカナシコンサルティング代表取締役（現任）	5,863,566株
2	大浦　隆文 （昭和37年11月３日生）	平成４年４月　株式会社十八銀行　入行 平成16年５月　株式会社ディーワンダーランド　入社　管理部マネージャー 平成16年12月　同社　取締役管理部長 平成19年３月　株式会社ジャレコ・ホールディング（現　EMCOMホールディングス株式会社）入社　執行役員CFO 平成21年３月　トレイダーズホールディングス株式会社　入社　財務部長兼総務部長 平成24年２月　当社　入社 平成24年５月　PT.JALCO ELECTRONICS INDONESIA President Director（現任） 平成24年６月　当社　取締役管理本部長（現任） 株式会社ジャルコ　取締役管理本部長（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役（現任）	37,384株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	三嶋　良英 （昭和44年４月12日生）	平成６年10月　センチュリー監査法人（現　新日本有限責任監査法人）福岡事務所入所 平成10年８月　アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所（現　KPMG税理士法人）入所 平成11年11月　山田＆パートナーズ会計事務所（現税理士法人山田＆パートナーズ）入所 平成12年５月　公認会計士登録 平成13年10月　TFPビジネスソリューション株式会社設立　代表取締役 平成19年４月　公認会計士三嶋良英事務所（現　公認会計士税理士三嶋良英事務所）開設（現任） 平成19年８月　税理士開業登録 平成21年４月　株式会社ジャルコ　一時監査役 平成21年６月　株式会社ジャルコ　監査役 平成22年６月　株式会社ジャルコ　取締役（現任） 平成22年12月　株式会社アスコット　監査役 平成23年10月　当社　取締役（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役（現任）	4,000株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
２．三嶋良英氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、三嶋良英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．三嶋良英氏は、公認会計士及び会社経営者としての専門的知識と幅広い経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
５．三嶋良英氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外取締役としての在任期間が４年９ヵ月となります。
６．当社は、三嶋良英氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役鈴木英一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、下表のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
鈴木　英一 （昭和29年３月30日生）	昭和53年４月　株式会社CSK（現　SCSK株式会社）入社 平成９年２月　株式会社サービスウェア・コーポレーション（現　株式会社SCSKサービスウェア）取締役 平成14年12月　ボーステック株式会社（現　株式会社ビーグリー）監査役 平成16年11月　アルゼ株式会社（現　株式会社ユニバーサルエンターテインメント）総合企画室顧問 平成16年12月　アドアーズ株式会社　代表取締役社長 平成24年５月　当社　顧問 平成24年６月　当社　常勤監査役（現任） 株式会社ジャルコ　常勤監査役（現任） 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　常勤監査役（現任）	18,692株

（注）１．候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

２．鈴木英一氏は、社外監査役候補者であります。

３．鈴木英一氏は、大手システム関連企業、遊技場運営企業で要職を務められるなど、会社経営を監査するのに充分な見識を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．鈴木英一氏は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き常勤監査役に就任する予定であります。

５．鈴木英一氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外監査役としての在任期間が４年となります。

６．当社は、鈴木英一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー５階　ベルサール東京日本橋Room10



交通　「日本橋駅」（銀座線・東西線・浅草線）Ｂ６出口直結
「東京駅」（ＪＲ線・丸ノ内線）八重洲北口徒歩６分
「三越前駅」（銀座線・半蔵門線）Ｂ６出口徒歩３分